

府身協

発行者

一般財団法人
 大阪府身体障害者福祉協会
 会長 嵐谷 安雄
 〒543-0072
 大阪市天王寺区生玉前町 5-33
 大阪府障害者社会参加促進
 センター内
 TEL 06-6771-3131
 FAX 06-6771-3178
<http://fushinkyo.or.jp/>

大阪府手話言語条例について

■「言語としての手話」に係る現
 状

・障害者基本法第3条では、基本原則として「言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会の確保」が規定され、第7条で国・地方自治体への「基本原則に関する国民の理解を深める必要な施策を講じること」の義務付けが行われています。しかしながら、「言語（手話を含む。）」と明記されていますが、言語を含めた障がい者の意思疎通の手段として選択できる機会の確保について規定されているに過ぎず、「手話が言語である」という認識は普及していません。

・言語は本来、誰から教わらずとも乳幼児期に自然に習得されますが、家族等が手話を使えない場合は、自然習得できず、言語能力の発達に支障を生ずる

可能性があります。しかし、手話の自然習得の機会を確保するための法律等はありません。さらに、言語は、学校の教育課程において文法力や語彙力を高める機会が確保されませんが、学習指導要領（特別支援学校）には、手話を指導・習得させる旨の記載がありません。

・その結果、聴覚障がい者が、手話通訳によらずとも、手話で意思を通じ合うことのできる社会的環境が整ってはいない状況と言えます。

■手話言語条例制定に向けた検討のため、「言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」の制定が必要との認識のもと、大阪府障がい者施策推進協議会に手話言語条例検討部会を設置し、平成28年5月から検討を行ってき

・検討部会が取りまとめた提言では、

- ①より多くの人が言語としての手話に関心を持ち、誰もが「手話を学ぶ」ことに簡単にアクセスできる環境づくり。
 - ②聴覚に障がい（疑い含む。）のある子どもは言語能力の発達を支援するため、とりわけ乳幼児期における子どもとその保護者の「手話の獲得」を支援する環境づくり。
 - ③「総合的な学習の時間」等を活用した「手話を学ぶ」機会等を確保できる環境づくり。
 - ④聴覚障がい児等と関わりを持つ教員等の「手話を学ぶ」ことを支援する環境づくりや課外活動を活性化させる環境づくり。
 - ⑤CSR等に取り組む企業等と連携した言語としての手話を社会に広げる環境づくり。
 - ⑥企業等による積極的な言語としての手話の普及に関する取組をPRする環境づくり。
- といった、手話言語の基本認識・普及啓発の必要性や手話の「習得」「使用」に係る環境の整備の必要性など、条例制定の必要性が提言されました。

■大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例の概要

○目的（第1条）
 言語としての手話の「認識の普及」「習得の機会の確保」に関

する事項を規定し、府民がより多くの機会でも手話を使用することのできる社会（＝聴覚障がい者が、手話通訳によらずとも聴覚障がい者と共に生活し、学び、働く者と手話で意思を通じ合うことのできる社会）の実現に寄与することを目的とする

○言語としての手話の認識（第2条）

「言語としての手話」の認識を持つ府民の割合は39.8%と低い、このため、府は、必要な啓発を実施する

○手話を習得する機会の確保（第3条）

聴覚障がい者が、乳幼児期から、その保護者や家族と共に手話を習得することのできる機会の確保を図る

○学校による手話の習得の機会の確保への支援（第4条）

聴覚に障がいのある児童等が在学する学校による、「総合的な学習の時間」や「部活動」での手話を習得する機会の確保を促進する

○事業者による手話の習得の機会の確保への支援（第5条）

聴覚に障がいのある者が勤務する事業者による、手話を習得する機会の確保を促進する

今後、この条例に基づき、手話に対する認識の向上、習得環境の向上が図られます

フロックだより

京阪ブロック

“桜花” (交野市)

『サクラ咲く』合格報告の喜びの一文は広く知られている通りで、努力が報われた表現法の一つです。厳しい寒さに耐えて木の芽が、吹き出し待望の春を迎える嬉しさと、桜の開花が重なって喜びが倍加するからでしょうか。大阪には造幣局の通り抜けを初めとして桜の名所は沢山あります。我が交野市内にも花見の出来る所が多くあります。

自宅近くの京阪電車交野線の郡津〜村野間一駅区間が、桜並木のトンネルとなります。

46年前に宅地開発で移住した私たちが、線路沿いの殺風景な小川沿いに植えたさくらの幼木が立派な大木に成長して、春の一日市民の目と心を潤しているのです。

東ブロック

第33回ふれあいのつどい (東大阪市)

平成28年11月12日(土) 午前10時〜午後3時まで東大阪アリーナ、八戸ノ里公園でふれあいのつどいが開催されました。

当日は、事業所による授産品の販売や模擬店での販売体験、映画「みんなの学校」の上映会、バリアフリーヨガ車いす体験、手話教室、野外ステージでの歌やダンス発表、交通安全教室など様々な場所で開催され、障害者と健常者がふれあいました。

今年も天候にも恵まれ、東大阪市内外から約4600人が参加し、障害のあるなしに関わらず、

各々、楽しい時間を過ごしていました。



障害者の理解啓発のために始めたふれあいのつどいも、今年で33回を迎え、地域の行事としても定着しつつあります。

今後も皆様のお力をお借りし、ふれあいのつどいを開催し、障害者の理解啓発、ともの生きる社会の実現にむけて努力していきたいと思っています。平成29年度は11月18日(土)に開催します。

河南ブロック

新年懇親会を開催しました (太子町)

固い固い桜のつぼみが寒さの中で暖かくなる春をじっと待っている年明けの一月二十五日(水)、そんな桜の木々に囲まれた奈良県葛城市にある“かつらぎの森”で、毎年恒例の新年懇親会を行いました。

その日だけは春を想わせるような暖かい日で、また、今年最初の会の行事ということで、新しく入会された三人の会員さんも加わり、総勢二十人の参加がありました。

懇親会が始まると、会長から

の新年のあいさつにはじまり、テールブルに並べられたたぐさんのご馳走で、あれこれとよもやま話に花が咲きました。その後お待ちかねのカラオケの時間になり、新曲から昔懐かしい曲まで、参加された皆さんの自慢の歌声に会場は拍手拍手で盛り上がりました。一年の始まりにふさわしい皆さんの元気を感ずるとともに、楽しそうなお顔を見ることができました。

北摂ブロック

総持寺

(茨木市)

阪急京都線総持寺駅から歩いて10分のところに、西国二十二番札所の総持寺があります。周囲は丘陵地帯で、すそ野に学校、住宅、マンションが立て込んでいるが一部まだ田畑が残っている町中があります。なだらかな坂に続く石段を昇ると、山門が現われその向こうに美しい屋根の本堂が見えます。この寺の歴史と由来を少し述べます。この寺は藤原鎌足八世の中納言山陰公が八九二年に創建されたと言われ、かつては奥の院もある広大な領地がありました。しかし戦国時代の兵火にあい大きな打撃を受けました。現在の本堂は茨木城主片桐且元が一六〇三年に再興したと言われています。ご本尊は亀の上に乗って千手十一面観音像で金色に輝いて秘仏となっており、7日間、多くの参詣客で賑わいます。

この寺の横手にJR東海道本線が通っており、いま、この近くに来年春に新駅ができる予定であります。駅のオープンに向けて、市も駅名を募集しています。完成すれば、阪急とJRの2ルートで簡単に御参りでき、大変便利になります。会員の皆様、有名な由緒あるこの総持寺を一度訪問してはいかがでしょうか。

喫煙者に最大30万円の過料

厚生労働省は受動喫煙の防止が平成15年に、健康増進法の「努力義務」とされてから10年以上が経過したが、飲食店や職場等での受動喫煙は依然として多く、努力義務としての取組は限界と判断。健康増進法改正案の原案を公表した。喫煙禁止場所の範囲は、①医療施設、小中高校等は敷地内。②大学や官公庁などは建物内をそれぞれ禁煙とし、喫煙室の設置は認めない。③居酒屋、レストランなど飲食店では喫煙室での喫煙は認める。一方旅館やホテル、老人福祉施設の個室、シガーバー、小規模なバーやスナックでは喫煙を認める。

受動喫煙の対策をもち込んだ健康増進法改正案の違反者には、勧告や命令を出し、従わない場合は、喫煙者に最大30万円、施設管理者に50万円の過料を科す。国民の8割を超える非喫煙者を受動喫煙による健康被害から守るため多数者が利用する施設等の一定の場所での喫煙の禁止と管理権原者への喫煙禁止場所の位置の掲示等を義務付ける。

※施行日は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日(2019年9月のラグビーワールドカップに間に合うよう)

身体障がい者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)利用者募集

大阪府では、視覚障がい、肢体不自由、聴覚障がいにより日常生活に著しい支障のある身体障がい者の自立と社会参加を促進することを目的として、「身体障がい者補助犬貸与事業」を実施しております。年度の利用者の募集が始まります。応募資格等の要件がありますので希望される方は、お問合せ先あてにお尋ねください。

◆募集期間

平成29年4月10日(月)から

5月19日(金)まで(申込書必着)

◆申し込み方法

募集案内が、大阪府ホームページ、市町村障がい福祉担当窓口で配布されていますので、申請書を郵送で申込みしてください。

【申込み・お問合せ先】

☎540-8570

大阪市中央区大手前2丁目

大阪府障がい福祉室自立支援課

社会参加支援グループ

TEL 06-6944-9176

FAX 06-6942-7215

新年交礼会

1月7日(土)、谷町福祉センターにおいて、平成29年府身協新年交礼会が63人の参加を得て開催されました。

嵐谷会長の挨拶、大阪府の西口障がい福祉室長の祝辞の後、大阪障害者自立支援協会木村常務の乾杯で会が始まりました。

各ブロック別に席に着き、和気あいあいとした雰囲気の中、新年の抱負や今後の活動への取組みについて話し合うなど、今年の更なる発展を約束し合って会はお開きとなりました。

平成29年度事業計画・予算承認

平成29年3月23日、第2回評議員会を谷町福祉センターにおいて開催しました。平成29年度事業計画(案)、収入支出予算(案)等が審議され、いずれも承認されました。

(平成29年度予算は次号でお知らせします。)

ひろい読み

「高齢者は75歳から」定義見直し

日本老年学会では、65歳以上とされる高齢者の定義を75歳以上に引き上げるよう提言した。65歳は「准高齢者」、75歳は「高齢者」、90歳以上は「超高齢者」と区分することを求めた。65歳近い男性が電車内で立っている席を譲られた。定年を過ぎたが健康に自信があった。それだけに席を譲られたことにショックを受けた。「高齢者」と見られたことを嘆いていた。日本老年学会の提言は社会保障制度の年齢定義の見直しにつながりかねないとして、議論を呼んだ。年金など増大する社会保障の切り捨てを懸念する声もあれば、若年世代の負担を減らす意義があるとの声もある。ただ、高齢者を社会の担い手とし、明るく活力ある高齢化社会につなげようという学会の提起には否定的な見方は少ない。個人差はあるが、65歳、74歳で気力も体力もあり、会社や地域で元気に活動している人は以前に比べて増えた。冒頭の男性のような「支えられる側」と意識していない人も多い。要は意欲のある高齢者が能力や経験を活かす活躍できる環境をつくっていくことが先決。地域活動でもボランティアアでもいい。やりがいを持ち輝く姿だ。

(福祉新聞より)

府身協からのお知らせ

第62回日本身体障害者福祉大会

ぎふ清流大会

日時 平成29年5月30日(火)

場所 岐阜メモリアルセンター

「で愛ドーム」

・広報委員会

日時 平成29年6月1日(木)

場所 府身協事務室

※第37号の原稿締切りは、5月26日(金) 必着です。

・平成29年度第1回理事会

定時評議員会

日時 平成29年6月22日(木)

場所 谷町福祉センター

※詳細は、決まり次第単位会にお知らせします。

大臣表彰、全社協会長表彰

おめでとうございます!

昨年11月11日に開催された全国社会福祉大会において、府身協から二人が表彰されました。

○府身協の寺田一男副会長(岸和田市身障会会長)には、障害者福祉の推進に永年尽力した功績が認められ、栄えある厚生労働大臣表彰を受賞

○府身協の岸本正清理事(熊取町身障会会長)には、障害者福祉の向上に永年取り組んだ功績により、全国社会福祉協議会会長表彰を受賞

お二人に心よりお祝い申し上げますとともに、今後のより一層の活躍を期待します。

府身協カークラブ部員募集

府身協カークラブは、皆さんの力になってくれるベテランドライバーから若葉マークまで車が大好きなメンバーの集まりです。

主な活動内容

- ・ドライブ会(日帰り、一泊二日)
- ・安全運転講習会
- ・交通安全啓発活動等

大阪府在住で、障害のある方の運転免許保持者、本人が持っているなくても家族が運転免許保持している者、また当クラブに協同してくださる方を募集しています。

連絡先 カークラブ事務局

担当 森田 072-678-5356